

市長辞職のごあいさつ

平成20(2008)年3月に第16代草津市長として市政をお預かりしてから、これまで18年5カ月にわたり誠心誠意、全身全霊を傾けて、市政運営を行ってまいりました。しかしながら、この度、5期目の任期途中ではございますが、体調不良のため辞職することとなりました。

私は市長就任以来、市政運営において三現主義の実践を最も大切にしてまいりました。「現場へ行って、現物を見て、現実を知る」という信念のもと、子育て、介護、福祉、教育、地域活動、街づくりなどの現場へ可能な限りお伺いし、多くの市民の皆様と対話を重ねる中で「市民との協働のまちづくり」に取り組んでまいりました。

この間、子育て支援、教育の充実などを通じて次世代育成をはじめ、草津川跡地公園や草津市立プールなどの社会基盤整備による賑わいというおいの創出、健康都市の推進など、全国に先駆けて都市の質や魅力を高めることで「この草津にずっと住み続けたい」「住んでよかった」と感じていただけるまちの発展を着実に進めてまいりました。昭和29(1954)年に人口3万2,152人の市として誕生した本市が、今や人口14万人を超える都市へと大きな発展を遂げた変遷を目の当たりにし、その歩みに携わらせていただき、また、職員時代から誘致や開設、発展に関わらせていただいた立命館大学びわこ・くさつキャンパスにおきましては、その後の連携協力による共同研究や知見の活用にとどまらず、南草津駅の新快速停車や駅周辺の宅地開発など都市価値の向上にも大きく寄与するなど、幅広い成果を挙げられたことは、私にとつて極めて思い出深い事柄の一つでございます。

在任中は、記録的な猛暑や豪雨災害、大規模地震といった自然災害への備えをはじめ、新型コロナウイルス感染症対策や景気後退への支援対策など、社会情勢の激変に伴う厳しい局面も多々ございました。しかしながら、市民の皆様「ふるさと草津」への熱い思いに支えられ、職員とともに一丸となつて、まちづくりに邁進することができました。今後は、一市民として大好きな草津が「ずっと住み続けたい」まちであり続けることを期待し見守らせていただきます。

最後になりましたが、長きにわたり温かいご支援とご協力を賜りました市民の皆様をはじめ、市内の関係団体や事業者の皆様、心より深くお礼申し上げます。今後の草津市のさらなる発展と、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。これまで本当にありがとうございました。

橋川 渉

コンビニ交付で 本籍地証明交付サービスを開始しました！

これまで、住まいや本籍地がいずれも草津市の人しか、コンビニなどで戸籍の証明書を取得できませんでしたが、10月1日(木)から、本籍地が草津市であれば、住所が草津市以外でも、全国で戸籍の証明書を取得できるようになりました。本サービスを利用するには、事前の利用登録申請が必要です。申請はコンビニなどに設置されているマルチコピー機から行えます。利用登録申請後は内容を確認するため、利用には5開庁日ほどかかりますので、ご理解ください。

●コンビニ交付サービスで発行できる証明書

証 明 書	手数料	
	コンビニなど	市役所窓口
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書	250円	350円
戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書	350円	450円
戸籍の附票、所得証明書、課税(非課税)証明書	250円	350円

🕒 10月1日(木)～
📍 市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492

老人・ひとり暮らし 高齢寡婦医療費 助成制度の 自己負担限度額が 変わりました

高額療養費制度の見直しにより、8月から老人医療費助成制度と、ひとり暮らし高齢寡婦医療費助成制度の自己負担限度額が変更されました。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

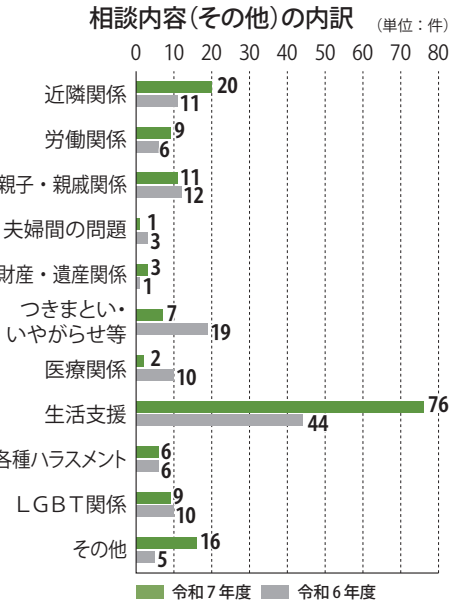
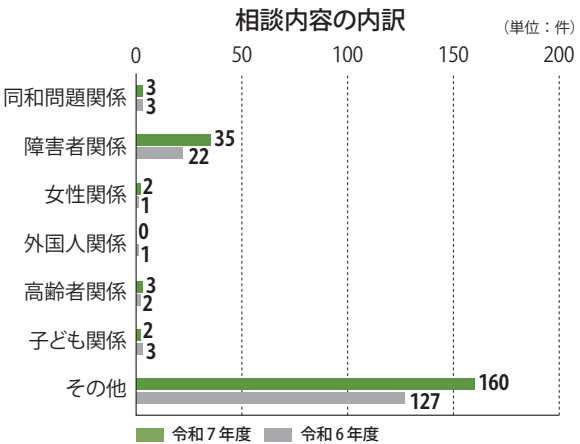
📍 保険年金課(1階)

☎561-6975、FAX561-2480



「65歳から74歳老人」
「ひとり暮らし高齢寡婦」の
自己負担限度額をご確認ください

すべての人を大切にするために 令和7年度の人権相談から



人権相談とは

人権センターでは、平成14(2002)年の開設時から今日まで、市民一人一人の人権が尊重される社会を実現するために、人権擁護を重要な柱として、人権センターの相談員による常設相談と、弁護士による予約制の相談を行っています。また、法務局の事業として、人権擁護委員会による特設相談も併せて実施しています。

令和7年度人権相談の特徴

相談件数は205件で、相談内容は左のグラフの通りです。「生活支援」や「障害者関係」「近隣関係」に関する相談が多い状況です。

「生活支援」は、前年度の44件から76件

と大幅に増加しました。経済的な困窮だけでなく「話し相手がない」「寂しい」「生きづらさを感じる」といった、孤独や社会的孤立に関する相談がありました。「障害者関係」も、昨年度の22件から35件に増加しました。障害のある方々が直面する、日常生活や居場所づくりに関する相談が寄せられました。「近隣関係」では、身近な日常生活での人間関係や、親子・親戚関係の相談、家族という最も身近な関係の中での複雑な問題の相談が寄せられました。「その他」の相談内容は、社会活動の中での人間関係など、さまざまな課題が絡み合い、個別の項目に分類することが難しいものです。

人権問題は一人で悩まないで、安心して相談してください。一緒に考えましょう。近年の社会の変化を踏まえ、かつてあつ

人権センターの相談日 (祝日、年末年始を除く)

- 相談員の常設相談
🕒 火～土曜日 9:00～16:00
(12:00～13:00を除く)
- 人権擁護委員の相談
🕒 月曜日 9:00～16:00
(12:00～13:00を除く)
- 弁護士の法律相談
🕒 原則第4火曜日(予約制)
13:30～16:30
- 相談専用電話 ☎563-1660

た家族や地域、職場といった「支え合い」のつながりが希薄になり「社会的孤立」や「孤独」がより深刻化しています。誰もが一人で悩みを抱え込みがちな時代だからこそ、家族や友人といった身近な繋がりがだけでなく、趣味やボランティア活動、地域のサロンなどさまざまな繋がりの中で、悩みを共有し、ありのままの自分で行われる場が必要なのではないでしょうか。日常生活の中でも、私たちの周りには、さまざまな人権問題が起きています。もし、あなたの人権が侵害されている、もしくは守られていないのではないかと感じたときは、人権センターや人権擁護委員、相談機関などへ気軽に相談ください。

また、身近な人から人権に関する相談を受けたときには、相手に寄り添って話を聞いていただき、人権センターや人権擁護委員、相談機関への相談を案内してください。